

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年4月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：セネガル国セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：セネガル国セネガル日本職業訓練センタージャムニャージュヨ分校建設計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：24a00099

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年4月3日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：セネガル国セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校
建設計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理します。最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2024年6月～2025年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

なお、場合によっては本調査は契約予定時期の後ろ倒しや調査内容の変更、公示取り消しの可能性があります。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の36%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(7) 部分払いの設定²

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024 年度末 (2025 年 3 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Nomura.Naoyuki@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部基礎教育第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

| No. | 項目 | 期限日時 |
|-----|---|--|
| 1 | 配付依頼受付期限 | 2024 年 4 月 9 日 12 時 |
| 2 | 企画競争説明書に対する質問 | 2024 年 4 月 17 日 12 時 |
| 3 | 質問への回答 4 月 10 日 12 時までの受領分 | 第 1 回 回答日 2024 年 4 月 15 日 |
| 4 | 質問への回答 | 第 2 回 (最終) 回答日 2024 年 4 月 22 日 |
| 5 | プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼 | プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで |
| 6 | 本見積額 (電子入札システムへ送信)、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日 | 2024 年 4 月 26 日 12 時 |
| 7 | プレゼンテーション | 行いません。 |
| 8 | プロポーザル審査結果の連絡 | 見積書開封日時の 2 営業日前まで |
| 9 | 見積書の開封 | 2024 年 5 月 20 日 11 時 |
| 10 | 評価結果の通知日 | 見積書開封日時から 1 営業日以内 |

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

| | | |
|----|-------------------------|--|
| 11 | 技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く） | <p>評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内</p> <p>（申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE）</p> <p>※2023年7月公示から変更となりました。</p> |
|----|-------------------------|--|

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依

頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1）提出期限：上記2.（3）参照
- 2）提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3）提出方法：電子メール
 - ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
 - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3）質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記2.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル電子データ (PDF) での提出とします。

- ① 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ② 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ③ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ④ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2. (3) の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてく

ださい（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

（３）提出先

１）プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）プロポーザル・見積書

２）別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。

（２）評価方法

１）技術評価

「第２章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視

点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ①（価格評価点）＝最低見積価格＝100点
- ②（価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポー

ザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社その他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4 月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

| No | 提案を求める事項 | 特記仕様書(案)での該当条項 |
|----|--|---------------------------|
| 1 | 対象分野における人材育成ニーズや卒業後の就労可能性、CFPTの学校運営能力、他機関等との重複等の調査方法 | 第4条(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理 |
| 2 | 自然条件調査の実施方法 | 第4条(4) |
| 3 | サイト状況調査の実施方法 | 第4条(5) |

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発

注者と協議し、承認を得ること。

- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）

同「補完編（土木分野）」（2023年4月）

同「補完編（建築分野）」（2023年4月）

同「機材編」（2023年4月）

施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）

コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル〔小中学校・保健センター建設編〕（2015年1月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

(エ) その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
- ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）
- 進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)
- JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

（3）計画策定のプロセス

- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。
- 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を段階的に実施する。各現地調査の内容は以下のとおり。
 - (ア) 第1回現地調査
 - *****
 - (イ) 第2回現地調査
 - *****
- 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。
 - (ア) 初回現地調査派遣前
 - 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。
 - (イ) 概略設計協議前の現地調査帰国時
 - 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。
 - (ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前
 - 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

（4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。

- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を行うこと（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 無償資金協力事業「産業人材育成強化のためのセネガル日本職業訓練センター機材整備計画」の協力準備調査報告書（2019年）
 - ② セネガル国及びコンゴ民主共和国における産業人材育成に関する情報収集調査 ファイナルレポート（2021年）
 - ③ セネガル日本職業訓練センター組織能力改善プロジェクト 事業完了報告書（2022年）
 - ④ セネガル2015年度外部事後評価報告書 無償資金協力「職業訓練機能強化計画」
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努めるとともに類似事業からの教訓を反映させる。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

別紙 1 のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

(8) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

本業務では当該項目は適用しない。

本事業は施設・機材等調達方式（現地企業活用型）による実施（競争入札による 現地業者を選定）を想定しており、調査においては以下の点に留意する。

- 相手国に登録されている企業を対象とした競争入札を想定し、本業務を受注したコンサルタントが現地における入札、現地企業との契約・支払い支援、施工監理、調達監理等を行うことを前提に実施体制を検討すること。
- 現地企業的能力を慎重に分析し、本事業実施段階において必要と判断される場合は、本邦コンサルタントによる現地企業の施工管理支援（資機材の調達計画策定支援、施工図／製作図作成支援等）の実施も含め、円滑な事業実施・施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等に反映すること。
- 入札公示から契約までの手続や工期遅延・契約解除等の懸念が生じた場合の法務面の対応について相手国実施機関の実施体制を考慮し、弁護士または調達アドバイザーの配置の必要性の有無等も検討すること。

(9) クラスタ—事業戦略での本件の位置づけ

本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

職業訓練は発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（以下「JGA」という）のクラスターにおいて、明示的にクラスターに分類されていないが、JGA の目的を共有する重要なサブセクターである。従って、本事業のインパクト最大化のため、相手国及び周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。想定する既存事業は以下のとおり。

① 第三国研修「アフリカ諸国向け職業訓練フェーズ5（2021-2025）」

② 個別専門家「職業技術訓練アドバイザー」（2023-2025）

本業務は、本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）³の XXXX に位置づけられる。本事業のインパクトの最大化のため、相手国内および周辺国における発注者の実施する既存事業との具体的な連携の可能性を追求すること。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。想定する既存事業・関連調査は以下のとおり。

① XXXX マスタープラン策定プロジェクト

② XXXX 情報収集・確認調査

③ ○○○国 XXXX 整備事業

④ ○○○国 XXXX アドバイザー

（10）発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

➤ 想定する既往案件は上記（9）に記載のとおり。

- セネガル日本職業訓練センター（以下「CFPT」という）は1984年に日本の無償資金協力事業及び技術協力事業に建設、設立された職業訓練校であり、設立以降、日本は現在に至るまで4件の無償資金協力事業、4件の技術協力事業を実施し、その施設・機材整備及び訓練科の設立支援、指導員の能力強化等を通じ、訓練の質の向上並びに学校運営マネジメント能力強化に貢献してきた。これらの支援により、CFPTは国内のみならず地域における産業人材育成拠点としての役割を果たし、1999年からは主に近隣の仏語圏アフリカ諸国の職業訓練機関指導員等を対象とした第三国研修も実施している。また、2023年度からは個別専門家「職業技術訓練アドバイザー」（以下「アドバイザー」という）がCFPTの監督省庁である職業訓練・徒弟・社会参入省（以下「MEFPAI」という）に派遣されており、MEFPAIの政策策定及びその実施能力強化支援の一貫として、国内他の職業訓練校指導員の指導能力強化を目的としたトレーナーズトレーニングの制度化支援を行うほか、起業、民間セクターとの連携強化支援を行っている。
- 本事業においては、これまでの協力の成果であるCFPTの指導員の高い訓練指導技術や、学校運営マネジメント能力を活かし、新たに建設する分校において、産

³保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

業開発戦略や労働市場のニーズに即し需要が大きい産業機械メンテナンス及び再生可能エネルギー分野の訓練コースの新設を支援する。新たな施設ではアドバイザーが支援する国内他の職業訓練機関の指導員や周辺国の指導員も受入れることを想定しており、これら対象者も含めた産業人材育成方針や訓練計画等について、MEFPAI 及び CFPT に確認し、本事業での施設整備による開発効果増大の相乗効果が図られるよう他の開発協力事業との連携を図る。

(1 1) 相手国関係機関の調整

本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- 事業実施体制を構成する組織に加え、職業訓練校で育成された人材を活用する可能性がある機関（民間企業、エネルギー公社等）にも訪問、ヒアリング等を行い、対象分野の人材需要、必要とされる能力等、人材育成の裏付けとなる情報収集を行うこと。
- 本事業は産業政策のニーズに即した人材育成を行うことを目的としており、同国の産業政策・戦略の把握は必須である。産業政策策定は産業開発・中小企業省が所掌しており、現在戦略を形成中であるため、今後の優先開発セクター及び必要となる人材とその育成方針等につき同省から必要な情報収集を行うこと。
- 必要に応じて財務省等も交え、銀行取り極め（Banking Arrangement (B/A)）の締結、支払授權書（Authorization to Pay (A/P)）発行に係る具体的な手続きについて確認すること。

(1 2) 日本企業等との連携可能性の検討

- セネガルでは、2022年10月時点で26社の日本企業が進出している（外務省）。過去には指導員の能力強化のためコマツ社と連携して研修やインターン受入れを実施した。カゴメ社でも訓練生をインターン生として受入れていただくなどの連携事例がある。新たに建設される分校では産業機械メンテナンス及び再生可能エネルギー分野の人材育成を行うが、本事業での施設整備による開発効果増大の相乗効果向上の観点から、これら分野に関心のある日本企業の有無や、これら企業との連携可能性など、本案件を通じた日本企業等との協力可能性を検討すること。

(1 3) 産業政策のニーズに即した人材育成と訓練コース内容の検討について

- セネガル政府は、「産業化政策・戦略」において、主要産業である一次産業に加えて、石油・天然ガス産業やICT・デジタル産業等の新産業を優先セクターとして掲げる。特に石油・天然ガス分野では2024年央から生産開始を予定しており、同分野に従事する技術者の育成ニーズがある。また政府は、再生可能エネ

ルギーも積極的に開発・活用しており、2030年までに電源の40%を再生可能エネルギーとする目標を掲げる。本事業で整備するCFPT分校ではこれら分野を含め産業振興に貢献する人材育成を行うことが期待される（別紙1案件概要のとおり）。

- エネルギー分野の協力については、2022年6月に取りまとめられたG7エルマウ首脳コミュニケ内において、「国家安全保障及び地政学的利益の重要性を認識し、我々は、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する摂氏1.5度目標やパリ協定の目標に整合的である限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的 direct 支援の2022年末までの終了にコミットする」ことが盛り込まれたことを受け、日本政府は我が国の海外化石燃料案件に対する公的金融支援の方向性を発表した。→[G7エルマウ首脳コミュニケを踏まえた我が国の海外化石燃料案件に対する公的金融支援の方向性について | 資源エネルギー庁 \(meti.go.jp\)](#)
- 従って、本事業により整備されるCFPT分校で提供する訓練コースの内容が、同コミュニケの文言及び我が国の政策の方向性に整合したものであることを先方政府及び相手国実施機関に確認すること。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。
 - 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
 - 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

- 本案件で建設されるのは CFPT の分校で、新設校となるため、施設・機材内容の規模や優先順位については、対象分野である産業機材メンテナンス及び再生可能エネルギー分野における人材育成ニーズや卒業後の就労可能性、CFPT の学校運営能力、他機関等との重複等について十分に情報収集を行い、早期に相手国政府と合意すること。調査に当たっては、相手国政府の関連政策上の位置づけや教育統計・指標のみならず、CFPT の訓練実施状況、既存の施設・機材の維持管理や卒業生の就労状況及び組織運営体制並びに財務状況、新たに建設する分校での具体的な訓練計画やその運営・維持管理体制、対象分野において育成された人材の受け皿となりうる民間企業等の活動状況や同分野の就労状況及び今後の見込み、さらには、類似の訓練を提供している機関（企業内研修、電力公社等の官公庁を含む）の有無や訓練実施状況、これら機関との連携又は住み分けの必要性等について調査にて確認する。

（４）自然条件調査

本業務では当該項目は適用しない。

概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う（詳細は別紙２参照）。

- ① 地形測量
- ② 地質・地盤調査
- ③ 地中埋設物・障害物調査

（５）サイト状況調査

本業務では当該項目は適用しない。

設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

セネガル政府は、本計画対象サイトであるジャムニャーゴ市に経済特区を設置し、セクター省庁を中心に移転を行い、教育機関等も整備するなど、同市を行政・社会・経済のセネガルにおける新たなハブとすべく開発を進めている。開発途上の新興都市であるため、調査に際しては、アクセスや水源等を含むサイト条件、土地の確保、周辺施設の整備及び開発状況、施工監理拠点からサイトまでの距離、本邦企業による施工可能性確認、邦人立入にかかる安全性、（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、サイトまでの移動時間）、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。

建設作業及び施設供用開始後に不可欠となる電源や給水の接続位置や容量など、対象サイトにおける基本インフラの整備状況については重点的に調査を行う。

(6) 環境社会配慮にかかる調査

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の対応を行う。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

- 2021年時点のCFPTの学生数は約900名で、その内女性は150名に満たない。MEFPAIの2019年年次報告によれば、技術高校及び職業訓練センターにおける女子生徒の割合は、地域によって多少のばらつきはるものの、50%前後と報告されている。
- 職業訓練分野全般及びCFPTにおける女性の訓練生の割合や、女性の技術分野での就労状況の実態や、女性の雇用促進や技術者育成等の方針を調査する。
- 他ドナー実施分も含む類似案件における訓練生の女性割合などに関する施策およびその実態を調査する。

② 事業内容への反映の検討

- CFPTと議論を行い、女子生徒が少ない要因等、ジェンダー課題を分析し、それら課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 設計段階の配慮例：女性のニーズに留意した施設や設備の設置（街灯、歩道、トイレ等の設計における女性の安全性や利便性の確保）。
- 施工・運用段階の配慮例：施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備。

③ 運用・効果指標の検討、実施機関の実施支援

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保するための運用・効果指標を設定する。
- 対象国政府からジェンダー関連資料の提出を求められた際には、実施機関による資料作成や質疑応答の業務支援を行う。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業の実施において、障害等に配慮したアクセシビリティの確保や、障害を理由とした差別や排除がなされないような設計・運用に関する提案を行う。
- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本業務では当該項目は適用しない。

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

本事業は、事業実施により温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

(10) 調達事情調査

➤ 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ③ 第三国調達の可能性の検討
- ④ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画の策定

(11) 施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。
- 上記（3）にて確認した人材育成ニーズや就労可能性等を踏まえ、適切な計画となるよう相手国実施機関と協議すること。

- 検討に当たっては、複数の代替案を比較検討すること。

(12) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、施設／構造物全体の平面図／縦断図／標準断面図の図面を含める。

(13) 施工計画の立案

本業務では当該項目は適用しない。

以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分（相手国負担工事との区分）
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画（必要に応じて）
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。
- 既存の CFPT 訓練校があるダカールから約 35 キロ程度離れたジャムニャージュに分校を建設し、同施設にて新たな訓練コースを立ち上げ、運営することとなるため、完工後速やかに供用開始されるよう、開校までの工程、CFPT に対応すべき事項及びそのスケジュールについて調査で確認する。具体的には運営に必要な予算の確保、職員及び指導員の採用・配置、新規訓練コースの

プログラム開発、訓練生の募集・選考等、先方の計画を確認する。なお、必要な予算措置や人員配置などは CFPT の監督官庁である MEFP AI が関与する場合も想定されるため、MEFP AI との役割分担についても十分に情報収集を行い確認する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

本事業で整備する施設及び／もしくは機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、調査方法・費用について協議する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

(17) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項⁴（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

⁴ これら調査の結果は無償資金協カとして事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。
- 開校にかかる工程（上記（14）を参照のこと）

（19）免税情報の収集・整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁵を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（20）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

⁵ 無償資金協力事業では免税が原則である。

(2 1) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁶。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(2 2) 想定される事業リスクの検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(2 3) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(2 4) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁷に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会⁸を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応

⁶ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

⁷ OCAJI等の関連業界団体を含む

⁸ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(25) 協力準備実施報告書(案)の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書(案)として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26) 協力準備調査報告書(案)の説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書(案)の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する(特に維持管理体制の整備と必要な予算/財源の確保、環境社会配慮等)。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(27) 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書(案)の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書(先行公開版)⁹も作成する。

(28) 予備的経費の検討

- 本計画に関する予備的経費の計上のため、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを発注者に提供する。
 - ① 経済状況、市場変化にかかるリスク(為替変動、インフレ率等)
 - ② 工事量変動にかかるリスク
 - ③ 自然条件にかかるリスク(洪水、降水等)
 - ④ 現地政府のガバナンスにかかるリスク
 - ⑤ 治安状況にかかるリスク

⁹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

| 報告書名 | 提出時期 | 言語 | 形態 | 部数 |
|-------------------------|------------------------|-----------|--------|-----|
| 業務計画書 | 契約締結後 10 営業日以内 | 日本語 | 電子データ | |
| インセプション・レポート | 初回現地調査前 | 日本語 仏語 | 電子データ | |
| 現地調査結果概要 | 概略設計協議調査前 | 日本語 | 電子データ | |
| 協力準備調査報告書（案） | 解析後 | 日本語 | 電子データ | |
| | | 仏語 | 電子データ | |
| 照査チェックリスト | 概略設計協議 調査前 | 日本語 | 電子データ | |
| デジタル画像集 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 進捗報告書 ¹⁰ の初版 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 免税情報シート | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 概略事業費積算内訳書 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| 機材仕様書 | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| | | 仏語 | 電子データ | |
| 概要資料（案） | 概略設計協議 調査後 | 日本語 | 電子データ | |
| （期分けする場合） 業務進捗報告書 | 期分けした各期の契約履行期限（最終期を除く） | 日本語 | 電子データ | |
| 協力準備調査報告書 | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-ROM | 2 部 |

¹⁰ Project Monitoring Report（PMR）

| | | | | |
|----------------------|----------|------|--------|----|
| (先行公開版) | | 仏語 | CD-ROM | 2部 |
| 協力準備調査報告書 (最終成果品) | 契約履行期限末日 | 日本語 | CD-ROM | 2部 |
| | | 日本語 | 製本 | 4部 |
| | | 仏語 | CD-ROM | 2部 |
| | | 仏語 | 製本 | 4部 |
| 調査データ | 契約履行期限末日 | 作成言語 | 電子データ | |

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書(案)、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

(3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

(4) 進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容

(5) 内部照査チェックリスト

(6) 調査データ

- 位置情報¹¹の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

¹¹ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

第6条 再委託

本業務では、現地再委託を想定していない¹²。

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

| | 項目 | 仕様 | 数量 | 見積の取扱 |
|---|--------|-----------------------|----|-------|
| 1 | 自然条件調査 | 第4条 業務の内容（4）自然条件調査①～④ | 一式 | 定額計上 |

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達を想定していない。

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

¹² 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

案件計画調書

1. 基本情報

- (1) 国名：セネガル共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ダカール州
- (3) 案件名：セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画（The Project for the Construction of the CFPT（Centre de Formation Professionnelle et Technique）Satellite Center in Diamniadio）
- (4) 事業の要約：セネガル日本職業訓練センターのジャムニャージョにおける分校の建設及び新規訓練コース設置に必要な機材の整備を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における職業訓練セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
セネガル共和国（以下、「セネガル」という。）は、近年生産年齢人口が増加しており、国家開発計画「セネガル新興計画（PSE）」（2014年）では、人口ボーナスの効果を享受した経済と成長の構造改革のための「産業人材育成の推進」が重要とされている。これを受け「教育・訓練の質、公平性及び透明性改善プログラム（PAQUET-EF:2018-2030年）」では、基礎教育過程修了者の職業訓練・技術教育課程への進学割合を7%（2016年）から30%（2030年）へ向上させることを目指しているものの、現状では約10%（2021年）に留まる。

産業振興に関しては、2035年までの長期戦略である「産業化政策・戦略」において、主要産業である一次産業に加えて、石油・天然ガス産業やICT・デジタル産業等の新産業が優先セクターとして掲げられている。特に2024年頃から生産開始予定の石油・天然ガス産業では、セネガル政府は外国企業参入時に現地人材雇用や現地企業との連携を義務付けるローカルコンテンツ法を適用しており、当該産業を含む産業機械メンテナンスの技術者育成は急務である。また同国は、2030年までに発電量の40%を再生可能エネルギーとする目標を掲げており、同分野の技術者の育成も喫緊の課題である。

セネガル日本職業訓練センター（以下、「CFPT」という。）は、無償資金協力により1984年に首都ダカール市に建設されて以来、無償資金協力及び技術協力を通じて長年協力を行ってきた。現在は学生のみならず、企業の在職者並びにセネガル及び周辺国の職業訓練講師の研修も実施しており、西アフリカ地域における職業訓練分野の中核的な教育機関となっている。特に産業機械のシステム制御を指導する自動制御学科は、学習機材や教員の質を国内外から高く評価されており、CFPTは同学科の強みを生かした産業機械メンテナンス・再生可能エネルギーに関連する技術者育成の計画を有している。しかし、既存校では、現在の学科の講義・研修によって講義室及び敷地面積が限られており、自動制御学科では定員に対して約42倍の応募があるため受入れを制限している状況にあり、新規学科の立ち上げは困難である。また新規学科の立ち上げについては、民間企業在職者の研修ニーズも踏まえ、経済特区が設置され、多様な産業の企業の進出が見込まれる新興都市ジャムニャージョ市において、分校を設置して対応する妥当性が認められる。

「セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画」（以下、「本事業」

という。)は、政府機関、教育機関及び経済特区を有し、行政・社会・経済のセネガルにおける新たなハブとなるジャムニャージョ市において CFPT 分校を建設し、産業機械メンテナンス・再生可能エネルギーコースの新設に必要な施設・機材を整備するもの。これにより、CFPT の受入人数増加と産業の多様化・高度化への対応能力強化を図り、もって同国の産業人材の育成能力の強化に寄与するもの。

(2) 教育・訓練セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対セネガル共和国国別開発協力方針(2020年9月)では重点分野として「産業開発の基盤整備」が定められ、対セネガル共和国 JICA 国別分析ペーパー(2020年10月)では産業開発及び雇用創出のため、CFPT のアセットを活用した協力の重要性が述べられている。そのため既存校では、現在までに無償案件4件、技術協力5件を行い、既存校の訓練の質の向上や裨益の広域化のための協力を実施している。また、TICAD8では、アフリカの未来を支える産業の人材育成を目標として掲げていることに加え、「JICA グローバルアジェンダ 8. 教育」では高次の産業開発戦略の下で産業開発と合わせて教育を実施することが重要とされており、本事業はこれら方針、分析と合致する。

(3) 他の援助機関の対応

ジャムニャージョで、アフリカ開発銀行が高等教育レベルの職業訓練施設(石油・ガス)の建設・機材供与(予定)、再生可能エネルギー分野の短期職業訓練を実施。ルクセンブルグ開発協力庁が中等教育レベルの職業訓練施設(ICT 分野)の建設・機材供与、韓国が高等教育レベルの職業訓練施設(自動車・ICT)の建設・機材供与を行っている。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、セネガルの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針、分析に合致し、分校の建設及び機材整備により、これまでの協力を活かした CFPT の訓練実施能力の強化、同国のニーズに即した産業人材育成に資するものであり、TICAD 8 の公約及び SDGs ゴール 4 及び 8 に貢献するため、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的：本事業は、ジャムニャージョにおいて、CFPT 分校の建設及び機材を整備することにより、産業機械メンテナンス及び再生可能エネルギー分野の職業訓練実施能力を強化し、もってセネガルと周辺国の産業人材育成に寄与するもの。

②事業内容：

ア) 施設、機材等の内容

【施設】産業機械メンテナンス学科、再生可能エネルギー学科の校舎 2 階建て 2 棟(教室、実習室、実験室、執務室、会議室等)、管理棟(平屋 1 棟)、多目

的棟（2階建て1棟）（総延床面積約3,200平米。詳細は協力準備調査で確認）
【機材】産業機械メンテナンス学科、再生可能エネルギー学科の実習用機材一式
イ）コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容：詳細設計、入札補助、調達監理

ウ）調達・施工方法：建設資材は現地調達とし、現地調達が困難な資材は日本調達とする。また、機材は基本的に日本調達とし、日本又はセネガルで調達困難な機材は第三国調達とする。

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

ア）直接受益者（年間約680人）：本事業で建設された分校を使用する訓練生・教員、在職者訓練を受講する民間企業の社員、セネガル及び周辺国の職業訓練校の指導員

イ）間接受益者（人口約67.6万人）：関連産業の就労人口

④他のJICA事業との関係

第三国研修「アフリカ諸国向け職業訓練フェーズ5（2021-2025）」において、仏語圏アフリカを中心に18か国を対象とした職業訓練校指導員の能力向上を支援しており、アフリカ域内からのCFPTに対するニーズは高い。本事業の成果はサヘル地域を含めた域内仏語圏アフリカにも裨益することが期待される。

（2）事業実施体制

①事業実施機関／実施体制 監督官庁：職業訓練・徒弟・社会参入省（Vocational Training, Apprenticeship and Integration）、実施機関：CFPT

②他機関との連携・役割分担：CFPT分校に隣接するルクセンブルグ開発協力庁及びボルドーマネジメントスクールが支援する職業訓練施設（建設予定）の駐車場や大講堂等の共同利用を検討する。

③運営／維持管理体制：本分校は、現CFPTの傘下に位置づけられる。学校運営及び施設・機材の維持管理の実施、指導員配置等に伴う予算はCFPTにより措置される。

（3）安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

（4）環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

（5）横断的事項：本事業は、セネガルの再生可能エネルギー分野の人材育成を行うことによって、同分野の産業振興に寄与し、気候変動対策に資するものである。

（6）ジェンダー分類：【確認中】GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）
<分類理由>協力準備調査にて、既存学科の男女別学生数、新設コース卒業者の雇用状況、女性が少ない場合はその要因を分析し、女子学生・女性の在職者研修参加者増加の取組や目標値設定など、ジェンダー課題に対応する取組案及び指標案を策定するため。

（7）その他特記事項：施設の規模、機材の仕様の詳細は、協力準備調査で確認する。

4. 事業効果

（1）定量的効果

| 指標名 | 基準値（2022年実績値） | 目標値（2031年） 【事業完成3年後】 |
|-----------------------|---------------|-------------------------|
| 新設コースの養成訓練学生数（人/年） | 0 | 200 |
| 新設コース在職者研修修了者数（人/年） | 0 | 250 |
| 新設施設を利用する既存校の学生数（人/年） | 0 | 210 |

（2）定性的効果：産業界のニーズに合致した人材が輩出される。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

セネガル共和国向け「職業訓練センター拡充計画」（評価年度2008年）の事後評価等では、機材の仕様選定时、言語の問題により関係者の理解に齟齬が生じたため、本事業では協力準備調査において製品カタログや写真を用い、関係者間の共通理解に基づいた仕様選定を行う。「職業訓練機能強化計画」（評価年度2015年）の事後評価等では「自立的運営のための収益性確保」が教訓として挙げられているが、本事業では在職者研修の実施拡大しCFPTの収益性向上を図る。

以上

[別紙資料] セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画 環境
社会配慮

[別添資料] セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画 地図

セネガル日本職業訓練センタージャムニャーゴ分校建設計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠: 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。
以上

セネガル日本職業訓練センタージャムニャージョ分校建設計画 地図



(出典：外務省 HP)

【セネガル】 (出典：Google MAP (地図データ©2023 Google) より JICA 作成)



【ジャムニャージョ】 出典：Google MAP (地図データ©2022 Google) より JICA 作成)



自然条件調査 仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本プロジェクトにより新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、要請内容も勘案の上、本邦コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

成果品：測量図等

(2) 地質・地盤調査

目的：建築物の基礎設計に必要な情報を収集する。

内容：サウンディング試験、ボーリング調査等（対象となる建造物の延床面積は6,500平米を想定）。また膨張性土等の有害土の有無の確認。

成果品：地質・地盤調査報告書等

(3) 地下埋設物確認

目的：工事に支障をきたす可能性のある地下埋設物の有無を確定する

内容：試掘等

成果品：地下埋設物報告書

3. 対象サイト：対象サイトを調査対象とすることを前提として計画する。

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：教育及び職業訓練施設・機材整備にかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：セネガル国及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年6月下旬より事前準備を開始し、2024年7月下旬～8月上旬より第一次現地調査を行い、その後に解析（積算審査に要する期間を含む）を行う。上記現地調査の実施方法は特記仕様書の第3条 実施方針及び留意事項を参照のこと。2025年4月上旬に第二次現地調査（概略設計ドラフト説明（DOD））を実施する。2025年5月上旬までに概略設計・概要資料、2025年7月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を提出する。

注）本調査には日本から参团する通訳（日-仏）を必ず配置すること。ただし、経費は直接経費のみとする。また、上述の日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳（英-仏）の雇上も必要に応じ認める。雇上を希望する場合は、経費を見積書に記載すること。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約 18.50 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、産業政策分析及び職業訓練の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数 の目途 全 11 回（通訳を含む）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 公開資料

- 無償資金協力事業「産業人材育成強化のためのセネガル日本職業訓練センター機材整備計画」の協力準備調査報告書（2019年）
[セ https://openjicareport.jica.go.jp/213/213/213_526_12335006.html](https://openjicareport.jica.go.jp/213/213/213_526_12335006.html)
- セネガル国及びコンゴ民主共和国における産業人材育成に関する情報収集調査 ファイナルレポート（2021年）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000046175.pdf>
- セネガル日本職業訓練センター組織能力改善プロジェクト 事業完了報告書（2022年）
https://openjicareport.jica.go.jp/213/213/213_526_12346383.html
- 2015年度外部事後評価報告書 無償資金協力「職業訓練機能強化計画」
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1060780_4_f.pdf

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

| | 便宜供与内容 | |
|---|-------------|------------------------|
| 1 | カウンターパートの配置 | 有 |
| 2 | 通訳の配置 | 無 協議時、資料言語等は全て仏語です。 |
| 3 | 執務スペース | 無 |
| 4 | 家具（机・椅子・棚等） | 無 |
| 5 | 事務機器（コピー機等） | 無 |
| 6 | Wi-Fi | 無 |

(6) 安全管理

- ① 原則として 2 週間前までにセネガル事務所へ連絡し、承認申請を行うこと。
- ② 承認申請時は、滞在予定ホテル情報、セネガルで通じる携帯電話番号（日本からのローミングでも可）も連絡すること。
- ③ 全渡航について必ず渡航前に、外務省「たびレジ」登録を行う。
- ④ 全渡航について必ず渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- ⑤ 全渡航について必ず渡航前に、緊急連絡先・メーリングリストへの登録情報を提供する。
- ⑥ 【セネガル全土での禁止事項】
 - ・ 日没以降夜明前の都市間移動。
 - ・ バイクの二人乗り及びバイクタクシーの利用。
 - ・ タクシーの相乗りや、ヒッチハイクをすること。 ※ 都市間移動のためのセットプラス・キャトルプラス・乗合タクシーの利用は可とする。
- ⑦ 【セネガル全土での行動規範】
 - ・ 「セネガル国安全対策マニュアル」を遵守すること。
 - ・ セネガル国内で通じる携帯電話を携帯すること。
- ⑧ 【セネガル国内での宿泊について】
 - ・ 宿泊先 ホテルは JICA 事務所が安全を確認したホテルとすること。
- ⑨ 【セネガル安全ブリーフィング受講に関して】

1 週間以上滞在予定で、次の条件に当てはまる関係者はセネガル事務所から安全ブリーフィングを受ける。（初めてセネガルに渡航する関係者、前回セネガルで安全ブリーフィングを受けた時から 1 年以上空白がありセネガルに渡航する関係者）

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）（2024 年 4 月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「3.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

89,919,000円（税抜）

なお、定額計上分 5,700,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 （3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

| | 対象とする経費 | 該当箇所 | 金額（税抜き） | 金額に含まれる範囲 | 費用項目 |
|---|---------|------------------------------|------------|-----------|--------|
| 1 | 自然条件調査 | 「第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容（4）」 | 5,000,000円 | 調査費一式 | 現地再委託費 |
| 2 | 資料等翻訳費 | フランス語 | 700,000円 | 資料等翻訳費一式 | 一般業務費 |

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

| 評価項目 | 配点 | |
|-----------------------------------|-------------|-----------------|
| 1. コンサルタント等の法人としての経験・能力 | (10) | |
| (1) 類似業務の経験 | (6) | |
| (2) 業務実施上のバックアップ体制等 | (4) | |
| ア) 各種支援体制 (本邦/現地) | 3 | |
| イ) ワークライフバランス認定 | 1 | |
| 2. 業務の実施方針等 | (65) | |
| (1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法 | 35 | |
| (2) 作業計画等 | 30 | |
| 3. 業務従事予定者の経験・能力 | (25) | |
| (1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価 | 業務主任者 のみ | 業務管理 グループ/体制 |
| 1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u> | (25) | (10) |
| ア) 類似業務等の経験 | 12 | 5 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | 5 | 2 |
| ウ) 語学力 | 5 | 2 |
| エ) その他学位、資格等 | 3 | 1 |
| 2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u> | (-) | (10) |
| ア) 類似業務の経験 | - | 5 |
| イ) 業務主任者等としての経験 | - | 2 |
| ウ) 語学力 | - | 2 |
| エ) その他学位、資格等 | - | 1 |
| 3) 業務管理体制 | (-) | (5) |